

2019年11月19日  
新日本婦人の会  
会長 米山淳子

## 2020年度予算編成にあたり 社会保障の改悪をやめ、医療、介護、年金などの拡充を求めます

新日本婦人の会は創立以来57年間、くらしと平和、子どものしあわせ、女性の地位向上をめざして、草の根から運動を広げるとともに、国連NGOの女性団体として世界の女性との交流・連帯をすすめています。私たちは1980年から毎年、軍事費とムダな大型公共事業費を削って、くらし・福祉・教育の充実をと、女性・国民の願いを反映した国の予算を求めて、「秋の行動」にとりくんでいます。

安倍政権は、相次ぐ台風や大雨で甚大な被害がつづくなか、国民のくらしに目を向けず、消費税10%増税を強行しました。「全世代型の社会保障」のため「給付と負担を見直す」と、後期高齢者医療の2割負担への引き上げ、介護利用料3割の対象拡大や要介護1、2の保険給付外しなど社会保障の改悪もしようとしています。しかし、2014年の消費税5%から8%への引き上げ後、年金支給額引き下げ、病床削減、後期高齢者医療や介護保険料の引き上げ、介護保険サービスの軽度者外し、生活保護の扶助費カットなど社会保障は連続改悪されてきました。

実質賃金が低下し、年金支給額が削減され、社会保障の改悪がくらしを圧迫し、命をも脅かしていることは明らかです。「制度の持続可能性のため」「小さなリスクは自助」でと、国の責任を投げ捨て、社会保障を「国民の助け合い」に転嫁することは許されません。

私たちは2020年度予算の編成にあたり、憲法25条を守り、国民の生存・生活を保障する社会保障へ、医療、介護、年金などの拡充することをつよく求め、以下要請します。

### 記

- 1、国保料(税)、後期高齢者医療保険料を国の責任で引き下げること
- 1、大規模な病院統廃合や病床削減をやめること。患者の窓口負担を増やさないこと
- 1、国の責任で介護保険料を引き下げ、希望する人が必要な介護を受けられるようにすること
- 1、年金給付削減のマクロ経済スライドを中止し、保険料の引き上げや支給開始年齢の先延ばしをしないこと
- 1、生活保護基準の引き下げ、制度改悪をやめること
- 1、障害者・難病患者が必要な医療や福祉が受けられるようにすること